

# 沖縄電力倫理規程

## 1. 目的

1. 1 この規程は、役職員が遵守すべき法令及び倫理に関する事項を明確にするとともに、その誠実な実行を通して、お客さま、株主・投資家、取引先、地域社会など広く社会の信頼を確保することを目的とする。

## 2. 基本的心構え

2. 1 役職員は、当社が果たすべき使命と役割を十分認識し、総合エネルギー事業者として将来にわたり発展を続けて行くことを目指す。

また、法令を遵守し、高い倫理観をもってその職務を遂行する。

## 3. 誇りと使命感

3. 1 役職員は、重要なライフラインを担う総合エネルギー事業者としての誇りと使命感をもって企業活動を実践する。

## 4. 公正且つ親切

4. 1 役職員は、コーポレートスローガンである「地域とともに、地域のために」を企業・社会活動の源とし、その実践に際しては公正且つ親切・丁寧を常とする。

## 5. 法令遵守の徹底

5. 1 役職員は、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、電気事業法、公害及び環境関連法、貿易関係法など、わが国ほか各国の法令を自ら遵守する。

5. 2 役職員は、事業活動を通じて得られる情報の重要性を十分に認識し、電気事業法に規定する行為規制や個人情報保護法等の関連法令を遵守する。

5. 3 役職員は、競争に関わる情報を適切に管理し、他社との間において、独占禁止法違反につながる不適切な情報交換等を行わない。

## 6. 法令違反への対応

6. 1 役職員は、業務遂行に当たり、法令違反の行為が生じた場合あるいは生ずるおそれがある場合には、自らが速やかにその是正措置を講じ、再発防止を徹底する。

また、違反行為に対しては、自らを含めて厳正に対処する。

## 7. 管理指導と職場規律の保持

7. 1 役職員は、公正で適切な管理指導を行ない、業務を円滑に遂行せしめるとともに、職場規律の適正な保持に努める。

## 8. 反社会的取引の禁止

8. 1 役職員は、あらゆる反社会的取引を行わず、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、不当な利益を得させないように努める。

# 沖縄電力倫理規程

## 9. 社会的信用の保持

9. 1 役職員は、自らの行動が、当社の信用に深く関わっていることを認識するとともに、日常の行動について常に公私を峻別し、当社の信用を保持するよう努める。

## 10. 政治及び行政との公正な関係の保持

10. 1 役職員は、政治及び行政と公正で健全な関係を保持し、法令の遵守は無論、社会から批判を受けることがないように努める。

## 11. 顧客及び取引先との公正な関係の保持

11. 1 役職員は、お客さま及び関連会社・協力会社を含む取引先等の間において、社会通念に反する個人的な利益や便宜の供与、享受は厳に慎み、高い倫理観をもって公正で透明な関係を保持するよう努める。

## 12. 内部者取引の禁止・自粛

12. 1 役職員は、わが国ほか各国の証券取引に関する法令で禁止されている内部者取引を行なわない。  
また、当社又はお客さま及び取引先等の重要情報に接することができる役職員は、法令違反にならない場合であっても、社会から非難を受けることとなるような証券取引は自粛する。

## 13. 情報管理の徹底

13. 1 役職員は、当社の有する経営及び技術情報等の価値を十分に認識し、機密情報の漏洩がないよう、厳正な管理体制の確立とその徹底に努める。

## 14. 自己啓発

14. 1 役職員は、総合エネルギー事業者としてその責務の重大性を自覚し、また、人格を磨き、能力を高め自己の充実と堅実な姿勢を保持する。

以上

初 版：2001年7月1日制定

最新版：2023年8月14日改定